（郵便物認可）　（本號八面）　明治廿三年十月十一日　（定價金二錢）

時事新報

時事新報は一年三百六十五日一日も休刊無し

第二千八百四號　明治廿三年十月十一日　土曜日
舊曆庚寅八月廿八日（乙丑）

日出午前五時十五分　日入午後五時二十分
月出午前二時四十六分　月入午後四時十分
潮汐午前三時四十五分　潮汐午後四時十分

（西曆一千八百九十年）

三船乘組遭難者弔慰金

汽船武藏丸帆船賴信丸布引丸の三艘は航海中去月十七日の暴風雨に遭ふて何れも船長始め乘組員殆んど死沒し僅に生存せるもの武藏丸に一名、賴信丸に七名、布引丸に十名のみ其生存者と雖も傷痍疾病に惱ひもの甚だ多し實に海事上稀有の災難にして其慘狀は當時の時事新報に詳なり今度日本海員救濟會に於ては太く遭難者の不幸を憐れみ死者の弔祭幷に遺族の救恤生存者の慰藉の爲め廣く世人の義金を募集するに就き本社に於ても此不幸の出來事を坐觀するに忍びず世間慈愛者の爲め義金取集めの勞を取るべし日本海運業擴張の大切なる今日に當り世人が此業に倒れたるものを哀悼救恤するの深きは此道の奬勵に關する事寡からず世の慈善者諸君左の規定に從ひ義金を本社に送付あらんと切望に堪へず

義捐金申込規定

一義金は一口十錢以上とす
一募集したる義金は取纏めて日本海員救濟會に送り同會に其處分を托す可し
一本社に達したる義捐金は翌日の紙上に其金額幷に義捐者の姓名を掲げ之を以て受取の證とす
一義金申込は本月二十日迄を限る

時事新報社

時事新報

帝國議會召集の詔勅

陛帝國憲法第七條及第四十一條に依り本年十一月二十五日を以て帝國議會を東京に召集す」との詔勅は我輩が讀者諸君と與に本日の本紙官報欄内に於て拜讀する所あり即ち我日本を始めとして東洋の諸國に前古未曾有の國會は愈々今後四十餘日にして其開設を見るに至る可し慶ふに全國人民の感情は果して如何ある可きや為ら〳〵考ずるに代議政治國の先驅とも云ふ可き西洋諸國に於ける國會歷史の事例は多く は清濁白のものにあらずして或は君民軋轢の結果を胚胎するものあり或は鮮血の汚痕を印するものもあり其最も無事なりし北米合衆國の如きさへも憲法の制定に就ては非常の紛議あるを免れず今日に至りては年來の經歷と幾多の改革とに依りて漸く完璧を成したれども當初に於ては何れも多少の瑕瑾あるを免れざりしに之に反して我國の立憲制度は西洋諸國に對して其晩出のものたるにも拘らず明治維新以來官民ともに聖意の在る所を奉承し著々其步を進めて敢て解るみなく憲法の大典も既に定まり議員撰擧の事も全く終りて玆に恙なく議會召集の詔勅を拜するに至りたるは誠に自出たる次第にして我立憲制度の今日までの成行は之を一國の榮譽として世界萬國に詩稱するも敢て憚色なかるべしと我輩の確信する所なり然りと雖も今日までの成行は云はゞ立憲制度に入るの準備にして意義之を實にするは議會開會して憲法を有效ならしむるの後に在り即ち初度の帝國議會は日本全國上下の希望を負ふて立憲制度の實施を實驗に試むるものなれば其責任は實に重大なりと云はざるを得ず其議員たるものは勿論も憲明の師表を學ぶし進しくは人民各數の標準を受けたる人々なれば負擔の容易ならざるは勿論の事なれども我輩は初度の議會に列す可き議員其人に向ては世界萬國に對する我日本國の名譽の爲めに特に之に重きを置て多を望まざるを得ず偶ま〳〵議會召集の詔勅を拜し議員の榮譽を賀すると共に其人の自重を願るものなり

（西曆一千八百九十年）

官報

詔勅

陛帝國憲法第七條及第四十一條に依り本年十一月二十五日を以て帝國議會を東京に召集す

御名御璽

明治二十三年十月九日

内閣總理大臣伯爵　山縣有朋
内務大臣伯爵　西鄕從道
司法大臣伯爵　山田顯義
大藏大臣伯爵　松方正義
陸軍大臣伯爵　大山巖
遞信大臣伯爵　後藤象二郎
外務大臣子爵　青木周藏
海軍大臣子爵　樺山資紀
文部大臣　芳川顯正
農商務大臣　陸奥宗光

○刑事訴訟法（法律第九十一號）（昨日の續き）

第三章　上告

第二百六十七條　上告ハ地方裁判所又ハ控訴院ノ第二審ニ於テ爲シタル本案ノ判決及ヒ第百八十七條ニ規定シタル本案前ノ判決ニ對シ之ヲ爲スコトヲ得

第二百六十八條　上告ハ法律ニ違背シタル裁判ナルコトヲ理由トスルトキニ限リ之ヲ爲スコトヲ得

第二百六十九條　裁判ハ左ノ場合ニ於テ當ニ法律ニ違背シタルモノトス

第一　規定ニ從ヒ判決裁判所ヲ構成セサリシトキ

第二　法律ニ依リ職務ノ執行ヨリ除斥セラレタル判事裁判ニ關與シタルトキ但忌避ノ申請又ハ上訴ヲ除斥ノ理由ヲ主張シタルモ其効ナカリシトキヲ之ヲ以テ上告ノ理由トスルコトヲ得ス

第三　判事審問ニ關與シタルトキ

第四　證判所ニ於テ其管轄又ハ管轄違ヲ不當ニ認メタルトキ

第五　法律ニ背キ公訴ノ受理シ又ハ受理セサルトキ

第六　裁判所ニ於テ請求ヲ受ケタル事件ニ付キ判決ヲ爲サス又ハ權ヲ以テ判決スルコトヲ得ヘキ場合ヲ除ク外請求ヲ受ケサル事件ニ付キ判決ヲ爲シタルトキ

第七　裁判ニ理由ヲ付セス又ハ其理由ノ齟齬アルトキ

第八　判決ヲ公行セス又ハ公開ヲ禁スル言渡ナクシテ辯論ヲ公ニセサルトキ

第九　裁判ニ理由ヲ付セス又ハ其理由ノ齟齬アルトキ

第十　裁判ノ錯誤アルトキ

第二百七十條　免訴又ハ無罪ノ言渡アリタル場合ニ於テハ被告人ノ利益ノ爲メ誤ケタル規定ニ背キタルコトヲ理由トスルコトヲ得

第二百七十一條　上告申立ノ期間ハ判決言渡アリタル日ヨリ三日トス

第二百七十二條　本案ノ判決ニ對スル上告ノ期間内ニ之ヲ上告ノ申立アリタルトキハ公訴ノ執行ヲ停止ス

第二百七十三條　上告ヲ爲スコトヲ得ル者ハ其申立書ヲ原裁判所ニ差出シ且其申立ヲ爲シタル日内ニ違意書ヲ提出スヘシ

第二百七十四條　相手方ハ上告申立書及ヒ違意書ヲ受取リタル日ヨリ五日内ニ答辯書ヲ原裁判所ニ差出スコトヲ得

第二百七十五條　答辯書ハ原裁判所ニ於テ上告申立書及ヒ違意書ヲ受取リタルヨリ二十四時内ニ之ヲ上告申立人ニ送達スヘシ

第二百七十六條　答辯書ヲ原裁判所ニ差出シタル上告人ハ決定ヲ以テ其答辯書ニ付テモ亦同シ

第二百七十七條　原裁判所ニ於テハ期間ヲ經過シタル上告ハ決定ヲ以テ之ヲ棄却スヘシ此決定ニ對シ訴ヲ爲スコトヲ得

第二百七十八條　訴訟記錄ハ檢事ヨリ上告裁判所ニ送付スヘシ

第二百七十九條　訴訟記錄ハ檢事ヨリ上告裁判所ニ送致シ其檢事ハ之ヲ裁判所ニ差出スヘシ

第二百八十條　相手方ハ其判決アルマテ附帶上告ヲ爲スコトヲ得

第二百八十一條　附帶上告ハ相手方ハ獨立ニ之ヲ差出スコトヲ得

第二百八十二條　附帶上告ハ相手方ニ送達スヘシ

第二百八十三條　附帶上告ハ其申立ヲ爲シタル日ヨリ五日内ニ違意書ヲ提出スヘシ

第二百八十四條　附帶上告ハ其違意書ヲ受取リタル日ヨリ五日内ニ答辯書ヲ差出スヘシ

第二百八十五條　附帶上告ハ其答辯書ヲ受取リタル日ヨリ二十四時内ニ之ヲ上告申立人ニ送達スヘシ

第二百八十六條　附帶上告ハ其答辯書ヲ差出シタル上告人ハ決定ヲ以テ其答辯書ニ付テモ亦同シ

第二百八十七條　上告ハ裁判所ニ於テハ期間ヲ經過シタル上告ハ決定ヲ以テ棄却スヘシ此決定ニ對シ訴ヲ爲スコトヲ得

第二百八十八條　原裁判所ニ於テハ訴訟記錄ヲ檢事ヨリ上告裁判所ニ送致シ其檢事ハ之ヲ裁判所ニ差出スヘシ

第二百八十九條　上告裁判所ニ於テハ訴訟記錄ヲ檢事ヨリ上告裁判所ニ送致シ其檢事ハ之ヲ裁判所ニ差出スヘシ

第二百九十條　上告裁判所ニ於テハ訴訟記錄ヲ檢事ヨリ上告裁判所ニ送致シ其檢事ハ之ヲ裁判所ニ差出スヘシ

第二百九十一條　上告裁判所ニ於テハ訴訟記錄ヲ檢事ヨリ上告裁判所ニ送致シ其檢事ハ之ヲ裁判所ニ差出スヘシ

第二百九十二條　上告裁判所ニ於テハ訴訟記錄ヲ檢事ヨリ上告裁判所ニ送致シ其檢事ハ之ヲ裁判所ニ差出スヘシ

第二百九十三條　上告裁判所ニ於テハ訴訟記錄ヲ檢事ヨリ上告裁判所ニ送致シ其檢事ハ之ヲ裁判所ニ差出スヘシ

第二百九十四條　上告裁判所ニ於テハ訴訟記錄ヲ檢事ヨリ上告裁判所ニ送致シ其檢事ハ之ヲ裁判所ニ差出スヘシ

第二百九十五條　上告裁判所ニ於テハ訴訟記錄ヲ檢事ヨリ上告裁判所ニ送致シ其檢事ハ之ヲ裁判所ニ差出スヘシ

第二百九十六條　上告裁判所ニ於テハ訴訟記錄ヲ檢事ヨリ上告裁判所ニ送致シ其檢事ハ之ヲ裁判所ニ差出スヘシ

第二百九十七條　上告裁判所ニ於テハ訴訟記錄ヲ檢事ヨリ上告裁判所ニ送致シ其檢事ハ之ヲ裁判所ニ差出スヘシ

第二百九十八條　上告裁判所ニ於テハ訴訟記錄ヲ檢事ヨリ上告裁判所ニ送致シ其檢事ハ之ヲ裁判所ニ差出スヘシ

第二百九十九條　上告裁判所ニ於テハ訴訟記錄ヲ檢事ヨリ上告裁判所ニ送致シ其檢事ハ之ヲ裁判所ニ差出スヘシ

第三百條　上告裁判所ニ於テハ訴訟記錄ヲ檢事ヨリ上告裁判所ニ送致シ其檢事ハ之ヲ裁判所ニ差出スヘシ

第三百一條　上告裁判所ニ於テハ訴訟記錄ヲ檢事ヨリ上告裁判所ニ送致シ其檢事ハ之ヲ裁判所ニ差出スヘシ

第三百二條　上告裁判所ニ於テハ訴訟記錄ヲ檢事ヨリ上告裁判所ニ送致シ其檢事ハ之ヲ裁判所ニ差出スヘシ

第三百三條　上告裁判所ニ於テハ訴訟記錄ヲ檢事ヨリ上告裁判所ニ送致シ其檢事ハ之ヲ裁判所ニ差出スヘシ

第三百四條　上告裁判所ニ於テハ訴訟記錄ヲ檢事ヨリ上告裁判所ニ送致シ其檢事ハ之ヲ裁判所ニ差出スヘシ

第三百五條　上告裁判所ニ於テハ訴訟記錄ヲ檢事ヨリ上告裁判所ニ送致シ其檢事ハ之ヲ裁判所ニ差出スヘシ

第三百六條　上告裁判所ニ於テハ訴訟記錄ヲ檢事ヨリ上告裁判所ニ送致シ其檢事ハ之ヲ裁判所ニ差出スヘシ

第三百七條　上告裁判所ニ於テハ訴訟記錄ヲ檢事ヨリ上告裁判所ニ送致シ其檢事ハ之ヲ裁判所ニ差出スヘシ

第三百八條　上告裁判所ニ於テハ訴訟記錄ヲ檢事ヨリ上告裁判所ニ送致シ其檢事ハ之ヲ裁判所ニ差出スヘシ

第三百九條　上告裁判所ニ於テハ訴訟記錄ヲ檢事ヨリ上告裁判所ニ送致シ其檢事ハ之ヲ裁判所ニ差出スヘシ

第三百十條　上告裁判所ニ於テハ訴訟記錄ヲ檢事ヨリ上告裁判所ニ送致シ其檢事ハ之ヲ裁判所ニ差出スヘシ

第三百十一條　上告裁判所ニ於テハ訴訟記錄ヲ檢事ヨリ上告裁判所ニ送致シ其檢事ハ之ヲ裁判所ニ差出スヘシ

第三百十二條　上告裁判所ニ於テハ訴訟記錄ヲ檢事ヨリ上告裁判所ニ送致シ其檢事ハ之ヲ裁判所ニ差出スヘシ

第三百十三條　上告裁判所ニ於テハ訴訟記錄ヲ檢事ヨリ上告裁判所ニ送致シ其檢事ハ之ヲ裁判所ニ差出スヘシ

第三百十四條　上告裁判所ニ於テハ訴訟記錄ヲ檢事ヨリ上告裁判所ニ送致シ其檢事ハ之ヲ裁判所ニ差出スヘシ

第三百十五條　上告裁判所ニ於テハ訴訟記錄ヲ檢事ヨリ上告裁判所ニ送致シ其檢事ハ之ヲ裁判所ニ差出スヘシ

第三百十六條　上告裁判所ニ於テハ訴訟記錄ヲ檢事ヨリ上告裁判所ニ送致シ其檢事ハ之ヲ裁判所ニ差出スヘシ

第三百十七條　上告裁判所ニ於テハ訴訟記錄ヲ檢事ヨリ上告裁判所ニ送致シ其檢事ハ之ヲ裁判所ニ差出スヘシ

第三百十八條　上告裁判所ニ於テハ訴訟記錄ヲ檢事ヨリ上告裁判所ニ送致シ其檢事ハ之ヲ裁判所ニ差出スヘシ

第三百十九條　上告裁判所ニ於テハ訴訟記錄ヲ檢事ヨリ上告裁判所ニ送致シ其檢事ハ之ヲ裁判所ニ差出スヘシ

第三百二十條　上告裁判所ニ於テハ訴訟記錄ヲ檢事ヨリ上告裁判所ニ送致シ其檢事ハ之ヲ裁判所ニ差出スヘシ

第三百二十一條　上告裁判所ニ於テハ訴訟記錄ヲ檢事ヨリ上告裁判所ニ送致シ其檢事ハ之ヲ裁判所ニ差出スヘシ

第三百二十二條　上告裁判所ニ於テハ訴訟記錄ヲ檢事ヨリ上告裁判所ニ送致シ其檢事ハ之ヲ裁判所ニ差出スヘシ

第三百二十三條　上告裁判所ニ於テハ訴訟記錄ヲ檢事ヨリ上告裁判所ニ送致シ其檢事ハ之ヲ裁判所ニ差出スヘシ

第三百二十四條　上告裁判所ニ於テハ訴訟記錄ヲ檢事ヨリ上告裁判所ニ送致シ其檢事ハ之ヲ裁判所ニ差出スヘシ

第三百二十五條　上告裁判所ニ於テハ訴訟記錄ヲ檢事ヨリ上告裁判所ニ送致シ其檢事ハ之ヲ裁判所ニ差出スヘシ

第三百二十六條　上告裁判所ニ於テハ訴訟記錄ヲ檢事ヨリ上告裁判所ニ送致シ其檢事ハ之ヲ裁判所ニ差出スヘシ

第三百二十七條　上告裁判所ニ於テハ訴訟記錄ヲ檢事ヨリ上告裁判所ニ送致シ其檢事ハ之ヲ裁判所ニ差出スヘシ

第三百二十八條　上告裁判所ニ於テハ訴訟記錄ヲ檢事ヨリ上告裁判所ニ送致シ其檢事ハ之ヲ裁判所ニ差出スヘシ

第三百二十九條　上告裁判所ニ於テハ訴訟記錄ヲ檢事ヨリ上告裁判所ニ送致シ其檢事ハ之ヲ裁判所ニ差出スヘシ

第三百三十條　上告裁判所ニ於テハ訴訟記錄ヲ檢事ヨリ上告裁判所ニ送致シ其檢事ハ之ヲ裁判所ニ差出スヘシ

第三百三十一條　上告裁判所ニ於テハ訴訟記錄ヲ檢事ヨリ上告裁判所ニ送致シ其檢事ハ之ヲ裁判所ニ差出スヘシ

第三百三十二條　上告裁判所ニ於テハ訴訟記錄ヲ檢事ヨリ上告裁判所ニ送致シ其檢事ハ之ヲ裁判所ニ差出スヘシ

第三百三十三條　上告裁判所ニ於テハ訴訟記錄ヲ檢事ヨリ上告裁判所ニ送致シ其檢事ハ之ヲ裁判所ニ差出スヘシ

第三百三十四條　上告裁判所ニ於テハ訴訟記錄ヲ檢事ヨリ上告裁判所ニ送致シ其檢事ハ之ヲ裁判所ニ差出スヘシ

第三百三十五條　上告裁判所ニ於テハ訴訟記錄ヲ檢事ヨリ上告裁判所ニ送致シ其檢事ハ之ヲ裁判所ニ差出スヘシ

第三百三十六條　上告裁判所ニ於テハ訴訟記錄ヲ檢事ヨリ上告裁判所ニ送致シ其檢事ハ之ヲ裁判所ニ差出スヘシ

第三百三十七條　上告裁判所ニ於テハ訴訟記錄ヲ檢事ヨリ上告裁判所ニ送致シ其檢事ハ之ヲ裁判所ニ差出スヘシ

第三百三十八條　上告裁判所ニ於テハ訴訟記錄ヲ檢事ヨリ上告裁判所ニ送致シ其檢事ハ之ヲ裁判所ニ差出スヘシ

第三百三十九條　上告裁判所ニ於テハ訴訟記錄ヲ檢事ヨリ上告裁判所ニ送致シ其檢事ハ之ヲ裁判所ニ差出スヘシ

第三百四十條　上告裁判所ニ於テハ訴訟記錄ヲ檢事ヨリ上告裁判所ニ送致シ其檢事ハ之ヲ裁判所ニ差出スヘシ

第三百四十一條　上告裁判所ニ於テハ訴訟記錄ヲ檢事ヨリ上告裁判所ニ送致シ其檢事ハ之ヲ裁判所ニ差出スヘシ

第三百四十二條　上告裁判所ニ於テハ訴訟記錄ヲ檢事ヨリ上告裁判所ニ送致シ其檢事ハ之ヲ裁判所ニ差出スヘシ

第三百四十三條　上告裁判所ニ於テハ訴訟記錄ヲ檢事ヨリ上告裁判所ニ送致シ其檢事ハ之ヲ裁判所ニ差出スヘシ

第三百四十四條　上告裁判所ニ於テハ訴訟記錄ヲ檢事ヨリ上告裁判所ニ送致シ其檢事ハ之ヲ裁判所ニ差出スヘシ

第三百四十五條　上告裁判所ニ於テハ訴訟記錄ヲ檢事ヨリ上告裁判所ニ送致シ其檢事ハ之ヲ裁判所ニ差出スヘシ

第三百四十六條　上告裁判所ニ於テハ訴訟記錄ヲ檢事ヨリ上告裁判所ニ送致シ其檢事ハ之ヲ裁判所ニ差出スヘシ

第三百四十七條　上告裁判所ニ於テハ訴訟記錄ヲ檢事ヨリ上告裁判所ニ送致シ其檢事ハ之ヲ裁判所ニ差出スヘシ

第三百四十八條　上告裁判所ニ於テハ訴訟記錄ヲ檢事ヨリ上告裁判所ニ送致シ其檢事ハ之ヲ裁判所ニ差出スヘシ

第三百四十九條　上告裁判所ニ於テハ訴訟記錄ヲ檢事ヨリ上告裁判所ニ送致シ其檢事ハ之ヲ裁判所ニ差出スヘシ

第三百五十條　上告裁判所ニ於テハ訴訟記錄ヲ檢事ヨリ上告裁判所ニ送致シ其檢事ハ之ヲ裁判所ニ差出スヘシ

第三百五十一條　上告裁判所ニ於テハ訴訟記錄ヲ檢事ヨリ上告裁判所ニ送致シ其檢事ハ之ヲ裁判所ニ差出スヘシ

第三百五十二條　上告裁判所ニ於テハ訴訟記錄ヲ檢事ヨリ上告裁判所ニ送致シ其檢事ハ之ヲ裁判所ニ差出スヘシ

第三百五十三條　上告裁判所ニ於テハ訴訟記錄ヲ檢事ヨリ上告裁判所ニ送致シ其檢事ハ之ヲ裁判所ニ差出スヘシ

第三百五十四條　上告裁判所ニ於テハ訴訟記錄ヲ檢事ヨリ上告裁判所ニ送致シ其檢事ハ之ヲ裁判所ニ差出スヘシ

第三百五十五條　上告裁判所ニ於テハ訴訟記錄ヲ檢事ヨリ上告裁判所ニ送致シ其檢事ハ之ヲ裁判所ニ差出スヘシ

第三百五十六條　上告裁判所ニ於テハ訴訟記錄ヲ檢事ヨリ上告裁判所ニ送致シ其檢事ハ之ヲ裁判所ニ差出スヘシ

第三百五十七條　上告裁判所ニ於テハ訴訟記錄ヲ檢事ヨリ上告裁判所ニ送致シ其檢事ハ之ヲ裁判所ニ差出スヘシ

第三百五十八條　上告裁判所ニ於テハ訴訟記錄ヲ檢事ヨリ上告裁判所ニ送致シ其檢事ハ之ヲ裁判所ニ差出スヘシ

第三百五十九條　上告裁判所ニ於テハ訴訟記錄ヲ檢事ヨリ上告裁判所ニ送致シ其檢事ハ之ヲ裁判所ニ差出スヘシ

第三百六十條　上告裁判所ニ於テハ訴訟記錄ヲ檢事ヨリ上告裁判所ニ送致シ其檢事ハ之ヲ裁判所ニ差出スヘシ

第三百六十一條　上告裁判所ニ於テハ訴訟記錄ヲ檢事ヨリ上告裁判所ニ送致シ其檢事ハ之ヲ裁判所ニ差出スヘシ

第三百六十二條　上告裁判所ニ於テハ訴訟記錄ヲ檢事ヨリ上告裁判所ニ送致シ其檢事ハ之ヲ裁判所ニ差出スヘシ

第三百六十三條　上告裁判所ニ於テハ訴訟記錄ヲ檢事ヨリ上告裁判所ニ送致シ其檢事ハ之ヲ裁判所ニ差出スヘシ

第三百六十四條　上告裁判所ニ於テハ訴訟記錄ヲ檢事ヨリ上告裁判所ニ送致シ其檢事ハ之ヲ裁判所ニ差出スヘシ

第三百六十五條　上告裁判所ニ於テハ訴訟記錄ヲ檢事ヨリ上告裁判所ニ送致シ其檢事ハ之ヲ裁判所ニ差出スヘシ

第三百六十六條　上告裁判所ニ於テハ訴訟記錄ヲ檢事ヨリ上告裁判所ニ送致シ其檢事ハ之ヲ裁判所ニ差出スヘシ

第三百六十七條　上告裁判所ニ於テハ訴訟記錄ヲ檢事ヨリ上告裁判所ニ送致シ其檢事ハ之ヲ裁判所ニ差出スヘシ

第三百六十八條　上告裁判所ニ於テハ訴訟記錄ヲ檢事ヨリ上告裁判所ニ送致シ其檢事ハ之ヲ裁判所ニ差出スヘシ

第三百六十九條　上告裁判所ニ於テハ訴訟記錄ヲ檢事ヨリ上告裁判所ニ送致シ其檢事ハ之ヲ裁判所ニ差出スヘシ

第三百七十條　上告裁判所ニ於テハ訴訟記錄ヲ檢事ヨリ上告裁判所ニ送致シ其檢事ハ之ヲ裁判所ニ差出スヘシ

第三百七十一條　上告裁判所ニ於テハ訴訟記錄ヲ檢事ヨリ上告裁判所ニ送致シ其檢事ハ之ヲ裁判所ニ差出スヘシ

第三百七十二條　上告裁判所ニ於テハ訴訟記錄ヲ檢事ヨリ上告裁判所ニ送致シ其檢事ハ之ヲ裁判所ニ差出スヘシ

第三百七十三條　上告裁判所ニ於テハ訴訟記錄ヲ檢事ヨリ上告裁判所ニ送致シ其檢事ハ之ヲ裁判所ニ差出スヘシ

第三百七十四條　上告裁判所ニ於テハ訴訟記錄ヲ檢事ヨリ上告裁判所ニ送致シ其檢事ハ之ヲ裁判所ニ差出スヘシ

第三百七十五條　上告裁判所ニ於テハ訴訟記錄ヲ檢事ヨリ上告裁判所ニ送致シ其檢事ハ之ヲ裁判所ニ差出スヘシ

第三百七十六條　上告裁判所ニ於テハ訴訟記錄ヲ檢事ヨリ上告裁判所ニ送致シ其檢事ハ之ヲ裁判所ニ差出スヘシ

第三百七十七條　上告裁判所ニ於テハ訴訟記錄ヲ檢事ヨリ上告裁判所ニ送致シ其檢事ハ之ヲ裁判所ニ差出スヘシ

第三百七十八條　上告裁判所ニ於テハ訴訟記錄ヲ檢事ヨリ上告裁判所ニ送致シ其檢事ハ之ヲ裁判所ニ差出スヘシ

第三百七十九條　上告裁判所ニ於テハ訴訟記錄ヲ檢事ヨリ上告裁判所ニ送致シ其檢事ハ之ヲ裁判所ニ差出スヘシ

第三百八十條　上告裁判所ニ於テハ訴訟記錄ヲ檢事ヨリ上告裁判所ニ送致シ其檢事ハ之ヲ裁判所ニ差出スヘシ

第三百八十一條　上告裁判所ニ於テハ訴訟記錄ヲ檢事ヨリ上告裁判所ニ送致シ其檢事ハ之ヲ裁判所ニ差出スヘシ

第三百八十二條　上告裁判所ニ於テハ訴訟記錄ヲ檢事ヨリ上告裁判所ニ送致シ其檢事ハ之ヲ裁判所ニ差出スヘシ

第三百八十三條　上告裁判所ニ於テハ訴訟記錄ヲ檢事ヨリ上告裁判所ニ送致シ其檢事ハ之ヲ裁判所ニ差出スヘシ

第三百八十四條　上告裁判所ニ於テハ訴訟記錄ヲ檢事ヨリ上告裁判所ニ送致シ其檢事ハ之ヲ裁判所ニ差出スヘシ

第三百八十五條　上告裁判所ニ於テハ訴訟記錄ヲ檢事ヨリ上告裁判所ニ送致シ其檢事ハ之ヲ裁判所ニ差出スヘシ

第三百八十六條　上告裁判所ニ於テハ訴訟記錄ヲ檢事ヨリ上告裁判所ニ送致シ其檢事ハ之ヲ裁判所ニ差出スヘシ

第三百八十七條　上告裁判所ニ於テハ訴訟記錄ヲ檢事ヨリ上告裁判所ニ送致シ其檢事ハ之ヲ裁判所ニ差出スヘシ

第三百八十八條　上告裁判所ニ於テハ訴訟記錄ヲ檢事ヨリ上告裁判所ニ送致シ其檢事ハ之ヲ裁判所ニ差出スヘシ

第三百八十九條　上告裁判所ニ於テハ訴訟記錄ヲ檢事ヨリ上告裁判所ニ送致シ其檢事ハ之ヲ裁判所ニ差出スヘシ

第三百九十條　上告裁判所ニ於テハ訴訟記錄ヲ檢事ヨリ上告裁判所ニ送致シ其檢事ハ之ヲ裁判所ニ差出スヘシ

第三百九十一條　上告裁判所ニ於テハ訴訟記錄ヲ檢事ヨリ上告裁判所ニ送致シ其檢事ハ之ヲ裁判所ニ差出スヘシ

第三百九十二條　上告裁判所ニ於テハ訴訟記錄ヲ檢事ヨリ上告裁判所ニ送致シ其檢事ハ之ヲ裁判所ニ差出スヘシ

第三百九十三條　上告裁判所ニ於テハ訴訟記錄ヲ檢事ヨリ上告裁判所ニ送致シ其檢事ハ之ヲ裁判所ニ差出スヘシ

第三百九十四條　上告裁判所ニ於テハ訴訟記錄ヲ檢事ヨリ上告裁判所ニ送致シ其檢事ハ之ヲ裁判所ニ差出スヘシ

第三百九十五條　上告裁判所ニ於テハ訴訟記錄ヲ檢事ヨリ上告裁判所ニ送致シ其檢事ハ之ヲ裁判所ニ差出スヘシ

第三百九十六條　上告裁判所ニ於テハ訴訟記錄ヲ檢事ヨリ上告裁判所ニ送致シ其檢事ハ之ヲ裁判所ニ差出スヘシ

第三百九十七條　上告裁判所ニ於テハ訴訟記錄ヲ檢事ヨリ上告裁判所ニ送致シ其檢事ハ之ヲ裁判所ニ差出スヘシ

第三百九十八條　上告裁判所ニ於テハ訴訟記錄ヲ檢事ヨリ上告裁判所ニ送致シ其檢事ハ之ヲ裁判所ニ差出スヘシ

第三百九十九條　上告裁判所ニ於テハ訴訟記錄ヲ檢事ヨリ上告裁判所ニ送致シ其檢事ハ之ヲ裁判所ニ差出スヘシ

第四百條　上告裁判所ニ於テハ訴訟記錄ヲ檢事ヨリ上告裁判所ニ送致シ其檢事ハ之ヲ裁判所ニ差出スヘシ

第四百一條　上告裁判所ニ於テハ訴訟記錄ヲ檢事ヨリ上告裁判所ニ送致シ其檢事ハ之ヲ裁判所ニ差出スヘシ

第四百二條　上告裁判所ニ於テハ訴訟記錄ヲ檢事ヨリ上告裁判所ニ送致シ其檢事ハ之ヲ裁判所ニ差出スヘシ

第四百三條　上告裁判所ニ於テハ訴訟記錄ヲ檢事ヨリ上告裁判所ニ送致シ其檢事ハ之ヲ裁判所ニ差出スヘシ

第四百四條　上告裁判所ニ於テハ訴訟記錄ヲ檢事ヨリ上告裁判所ニ送致シ其檢事ハ之ヲ裁判所ニ差出スヘシ

第四百五條　上告裁判所ニ於テハ訴訟記錄ヲ檢事ヨリ上告裁判所ニ送致シ其檢事ハ之ヲ裁判所ニ差出スヘシ

第四百六條　上告裁判所ニ於テハ訴訟記錄ヲ檢事ヨリ上告裁判所ニ送致シ其檢事ハ之ヲ裁判所ニ差出スヘシ

第四百七條　上告裁判所ニ於テハ訴訟記錄ヲ檢事ヨリ上告裁判所ニ送致シ其檢事ハ之ヲ裁判所ニ差出スヘシ

第四百八條　上告裁判所ニ於テハ訴訟記錄ヲ檢事ヨリ上告裁判所ニ送致シ其檢事ハ之ヲ裁判所ニ差出スヘシ

第四百九條　上告裁判所ニ於テハ訴訟記錄ヲ檢事ヨリ上告裁判所ニ送致シ其檢事ハ之ヲ裁判所ニ差出スヘシ

第四百十條　上告裁判所ニ於テハ訴訟記錄ヲ檢事ヨリ上告裁判所ニ送致シ其檢事ハ之ヲ裁判所ニ差出スヘシ

第四百十一條　上告裁判所ニ於テハ訴訟記錄ヲ檢事ヨリ上告裁判所ニ送致シ其檢事ハ之ヲ裁判所ニ差出スヘシ

第四百十二條　上告裁判所ニ於テハ訴訟記錄ヲ檢事ヨリ上告裁判所ニ送致シ其檢事ハ之ヲ裁判所ニ差出スヘシ

第四百十三條　上告裁判所ニ於テハ訴訟記錄ヲ檢事ヨリ上告裁判所ニ送致シ其檢事ハ之ヲ裁判所ニ差出スヘシ

第四百十四條　上告裁判所ニ於テハ訴訟記錄ヲ檢事ヨリ上告裁判所ニ送致シ其檢事ハ之ヲ裁判所ニ差出スヘシ

第四百十五條　上告裁判所ニ於テハ訴訟記錄ヲ檢事ヨリ上告裁判所ニ送致シ其檢事ハ之ヲ裁判所ニ差出スヘシ

第四百十六條　上告裁判所ニ於テハ訴訟記錄ヲ檢事ヨリ上告裁判所ニ送致シ其檢事ハ之ヲ裁判所ニ差出スヘシ

第四百十七條　上告裁判所ニ於テハ訴訟記錄ヲ檢事ヨリ上告裁判所ニ送致シ其檢事ハ之ヲ裁判所ニ差出スヘシ

第四百十八條　上告裁判所ニ於テハ訴訟記錄ヲ檢事ヨリ上告裁判所ニ送致シ其檢事ハ之ヲ裁判所ニ差出スヘシ

第四百十九條　上告裁判所ニ於テハ訴訟記錄ヲ檢事ヨリ上告裁判所ニ送致シ其檢事ハ之ヲ裁判所ニ差出スヘシ

第四百二十條　上告裁判所ニ於テハ訴訟記錄ヲ檢事ヨリ上告裁判所ニ送致シ其檢事ハ之ヲ裁判所ニ差出スヘシ

第四百二十一條　上告裁判所ニ於テハ訴訟記錄ヲ檢事ヨリ上告裁判所ニ送致シ其檢事ハ之ヲ裁判所ニ差出スヘシ

第四百二十二條　上告裁判所ニ於テハ訴訟記錄ヲ檢事ヨリ上告裁判所ニ送致シ其檢事ハ之ヲ裁判所ニ差出スヘシ

第四百二十三條　上告裁判所ニ於テハ訴訟記錄ヲ檢事ヨリ上告裁判所ニ送致シ其檢事ハ之ヲ裁判所ニ差出スヘシ

第四百二十四條　上告裁判所ニ於テハ訴訟記錄ヲ檢事ヨリ上告裁判所ニ送致シ其檢事ハ之ヲ裁判所ニ差出スヘシ

第四百二十五條　上告裁判所ニ於テハ訴訟記錄ヲ檢事ヨリ上告裁判所ニ送致シ其檢事ハ之ヲ裁判所ニ差出スヘシ

第四百二十六條　上告裁判所ニ於テハ訴訟記錄ヲ檢事ヨリ上告裁判所ニ送致シ其檢事ハ之ヲ裁判所ニ差出スヘシ

第四百二十七條　上告裁判所ニ於テハ訴訟記錄ヲ檢事ヨリ上告裁判所ニ送致シ其檢事ハ之ヲ裁判所ニ差出スヘシ

第四百二十八條　上告裁判所ニ於テハ訴訟記錄ヲ檢事ヨリ上告裁判所ニ送致シ其檢事ハ之ヲ裁判所ニ差出スヘシ

第四百二十九條　上告裁判所ニ於テハ訴訟記錄ヲ檢事ヨリ上告裁判所ニ送致シ其檢事ハ之ヲ裁判所ニ差出スヘシ

第四百三十條　上告裁判所ニ於テハ訴訟記錄ヲ檢事ヨリ上告裁判所ニ送致シ其檢事ハ之ヲ裁判所ニ差出スヘシ

第四百三十一條　上告裁判所ニ於テハ訴訟記錄ヲ檢事ヨリ上告裁判所ニ送致シ其檢事ハ之ヲ裁判所ニ差出スヘシ

第四百三十二條　上告裁判所ニ於テハ訴訟記錄ヲ檢事ヨリ上告裁判所ニ送致シ其檢事ハ之ヲ裁判所ニ差出スヘシ

第四百三十三條　上告裁判所ニ於テハ訴訟記錄ヲ檢事ヨリ上告裁判所ニ送致シ其檢事ハ之ヲ裁判所ニ差出スヘシ

第四百三十四條　上告裁判所ニ於テハ訴訟記錄ヲ檢事ヨリ上告裁判所ニ送致シ其檢事ハ之ヲ裁判所ニ差出スヘシ

第四百三十五條　上告裁判所ニ於テハ訴訟記錄ヲ檢事ヨリ上告裁判所ニ送致シ其檢事ハ之ヲ裁判所ニ差出スヘシ

第四百三十六條　上告裁判所ニ於テハ訴訟記錄ヲ檢事ヨリ上告裁判所ニ送致シ其檢事ハ之ヲ裁判所ニ差出スヘシ

第四百三十七條　上告裁判所ニ於テハ訴訟記錄ヲ檢事ヨリ上告裁判所ニ送致シ其檢事ハ之ヲ裁判所ニ差出スヘシ

第四百三十八條　上告裁判所ニ於テハ訴訟記錄ヲ檢事ヨリ上告裁判所ニ送致シ其檢事ハ之ヲ裁判所ニ差出スヘシ

第四百三十九條　上告裁判所ニ於テハ訴訟記錄ヲ檢事ヨリ上告裁判所ニ送致シ其檢事ハ之ヲ裁判所ニ差出スヘシ

第四百四十條　上告裁判所ニ於テハ訴訟記錄ヲ檢事ヨリ上告裁判所ニ送致シ其檢事ハ之ヲ裁判所ニ差出スヘシ

第四百四十一條　上告裁判所ニ於テハ訴訟記錄ヲ檢事ヨリ上告裁判所ニ送致シ其檢事ハ之ヲ裁判所ニ差出ス